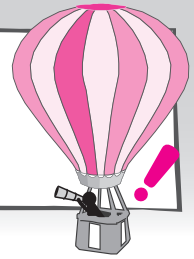


速報!

判例ナビ

☆今日の事例☆ 会社の経営再建過程における金融取引等および取締役会での 議案説明に関して、取締役に善管注意義務違反はない とされた事例（東京地判平25.2.28）



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 石塚重臣

1st Step 事案の概要

旅行業、ホテル業等を営む株式会社であり、国内外に多数の子会社を擁するAは、実質的な債務超過状態に陥ったことから、経営再建を図るため、外資系投資ファンドグループBとの間で基本合意を締結し、当該合意に基づき、複数の経営再建策（BによるAの発行する種類株式の引受け、A子会社グループによるBからの借入れ等）が実行され、またBの指名する者3名がAの取締役に就任する等した。

さらにAは、経営上の問題点を解消するべく、取締役会の承認を得て、①Bからの借入れの返済等を目的としたAの子会社グループによる多額の借入れ、②Aの保有する株式会社C株式の第三者への売却、③当該売却代金を原資としたBからAの種類株式の取得および④Aが保有する土地の売却、を実行した。

本件は、Aの株主であるXが、Aの取締役3名に対し上記①ないし③は実質的にBに利益を得させるために行われたものである等とし、さらに、Aの取締役1名に対し④土地売却の承認に際し他の取締役に正確な情報を与えなかった等として、各行為によりAに生じた損害の賠償を求めた株主代表訴訟である。

2nd Step 判旨

裁判所は、Aが経営再建の過程にあったこと等を理由として、取締役の「決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り」取締役に善管注意義務違反があったとはいえないとし、上記①ないし③が行われた過程につき詳細に認定および検討を加えた上で、いずれの行為も著しく不合理とまでいえず、各取締役に善管注意義務違反があったとはいえないとした。また④の土地売却に関する

議案承認を取締役に諮ろうとする取締役は、その「方法が相当であるとの判断に至る過程又は判断の内容に著しく不合理な点がなく、かつ、取締役会における議案説明において、当該議案に対する他の取締役の理解を殊更に妨げるような不合理な対応を取らない限り」善管注意義務に違反しないとし、具体的な決議の状況を検討した上で、当該義務違反を否定した（本件はXによって控訴されている）。

なおXは、①ないし③の行為がもつばらBの利益を図るためのものであり、利益相反取引目的で行われたものであるとして、本件に経営判断の原則の適用はない旨、主張したものの、裁判所は当該目的を認めることはできないとして、かかる主張を退けている。

3rd Step 実務の視点

取締役は会社に対し善管注意義務（会社法355条および同法330条、民法644条）を負うところ、取締役の業務執行には高度な判断が求められることから、裁判例および学説上、いわゆる経営判断の原則の適用が認められ、当該状況下での事実認識の過程および意思決定過程に不注意がなければ、取締役に当該義務違反はないと解されている。本判決も、かかる見解に沿って、本件の取締役の判断につき経営判断原則の適用を認めた上で、事案を詳細に検討し結論を導いたものであり、会社の再建過程における取締役の善管注意義務違反の有無を判断した事例として参考になるとと思われる。

また本判決は特定の議案を取締役に諮る取締役の説明義務の程度についても判示しているが、この点は、従前それほど明確な議論がなされてこなかった点に関して裁判所の判断を示すものであり、重要な意義を有するものと考えられる。